

徳島県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称
不働土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	山 本 孝		徳島市不働本町二丁目一四三番地の六
同		永 井 重 雄	同 不働本町一丁目三三九番地の一